

名古屋市告示第 495 号

個人演説会に係る公営施設設備及び費用額について

平成29年名古屋市告示第 174 号（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第 119 条第 2 項に基づく各種公職選挙における個人演説会等の設備の程度その他施設の使用について必要な事項及び第 121 条に基づく個人演説会等の施設の使用のために納付すべき費用の額）の一部を次のように改正します。

令和 6 年10月16日

名古屋市長職務代理者

名古屋市副市長 中 田 英 雄

別表中 4 名古屋国際会議場を次のように改める。

4 名古屋国際会議場

個人演説会等公営施設設備

[illegible]

個人演説会等公営施設設備費用額

施設 の 名 称 及 び 演 説 会 場 に あ て る 場 所	演説会場に あてて場所 の 面 積	基 本 額									
		平 日 の 費 用 額					土曜日、日曜日等の費用額				
		午 前	午 後	午前午後	夜 間	午後夜間	午 前	午 後	午前午後	夜 間	午後夜間
名古屋国際会議場 センチュリー ホール	2,990	193,800	258,500	399,800	258,500	457,500	242,300	323,100	499,700	323,100	571,800
名古屋国際会議場 レセプション ホール	670	97,200	129,600	200,400	113,400	216,600	97,200	129,600	200,400	113,400	216,600
名古屋国際会議場 会議室 131 及び 132	200	17,200	23,000	35,600	20,200	38,600	17,200	23,000	35,600	20,200	38,600
名古屋国際会議場 会 議 室 234	315	33,800	45,100	69,800	39,500	75,400	33,800	45,100	69,800	39,500	75,400

備考

1 この表中「日曜日等」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいい、「平日」とは、土曜日及び日曜日等以外の日をいう。

2 この表中「午前」とは、午前9時から正午まで、「午後」とは、午後1時から午後5時まで、「午前午後」とは、午前9時から午後5時まで、「夜間」とは、センチュリーホールにあっては午後6時から午後10時まで、レセプションホール、会議室131及び132並びに会議室234にあっては午後6時から午後9時30分まで、「午後夜間」とは、センチュリーホールにあっては午後1時から午後10時まで、レセプションホール、会議室131及び132並びに会議室234にあっては午後1時から午後9時30分までをいう。

- 3 センチュリーホールについては、照明設備(Cセット)を使用した場合の費用額は、午前、午後又は夜間のそれぞれの区分による使用にあつては7,000円、午前午後又は午後夜間のそれぞれの区分による使用にあつては14,000円を、この表に加算した額とする。また、拡声機設備(マイクロホン(B)2本含む)を使用した場合の費用額は、午前、午後又は夜間のそれぞれの区分による使用にあつては1,200円、午前午後又は午後夜間のそれぞれの区分による使用にあつては2,400円を、この表に加算した額とする。
- 4 レセプションホールについては、演壇(ポータブルステージ6個)を使用した場合の費用額は、午前、午後又は夜間のそれぞれの区分による使用にあつては9,000円、午前午後又は午後夜間のそれぞれの区分による使用にあつては18,000円を、この表に加算した額とする。また、拡声機設備(有線マイクロホン2本含む)を使用した場合の費用額は、午前、午後又は夜間のそれぞれの区分による使用にあつては1,800円、午前午後又は午後夜間のそれぞれの区分による使用にあつては3,600円を、この表に加算した額とする。
- 5 会議室 131 及び 132 並びに会議室 234 については、演壇(ポータブルステージ3個)を使用した場合の費用額は、午前、午後又は夜間のそれぞれの区分による使用にあつては4,500円、午前午後又は午後夜間のそれぞれの区分による使用にあつては9,000円を、この表に定める額に加算した金額とする。また、拡声機設備(有線マイクロホン2本を含む。)を使用した場合の費用額は、午前、午後又は夜間のそれぞれの区分による使用にあつては1,800円、午前午後又は午後夜間のそれぞれの区分による使用にあつては3,600円を、この表に定める額に加算した額とする。
- 6 上記いずれの使用時間区分も会場の設営、後片づけ及び清掃の時間を含む。

名古屋市観光文化交流局総務課